

平成27年度輸送秩序確立運動 実施要綱

公益社団法人全日本トラック協会

1. 実施目的

トラック輸送は、国内貨物輸送量の90%以上を担う国内物流の基幹産業であり、わが国の経済と暮らしを支えるライフラインとして、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。

一方、トラック運送業界の99%は中小企業者で占められており、近年の厳しい経済環境のもとで、個々の事業者の経営は一層厳しさを増している。

このような状況においても、安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるためには、法令遵守及び公正取引を通じた輸送秩序の確立が従来にもまして重要な課題となっており、これらの課題に着実かつ真摯に取り組み、健全な競争環境の実現と適正取引の推進に努めて、業界の輸送秩序の確立を図っていかねばならない。

平成27年度も前年度に引き続き、健全な輸送秩序の確立を目指し、下記を重点実施項目として定め、本運動の目的達成のため業界一丸となった事業活動を積極的に展開する。

2. 実施名称

「平成27年度輸送秩序確立運動」

3. 重点実施項目

(1) 貨物自動車運送事業法等関係法令の遵守徹底

事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化を行うとともに、事業者・運行管理者等に対する積極的な広報啓発活動を推進する。

また、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底及び啓発活動を推進する。

(2) 原価管理に基づく適正運賃収受の推進

原価管理等の意識向上を図るため、経営基盤強化に繋がるセミナー等を開催する。また、荷主業界、トラック業界に対して運賃を指数化した情報を提供する。

(3) 燃料サーチャージの導入・価格転嫁の促進

トラック運送業における燃料サーチャージガイドライン及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインを積極的に周知・活用し、燃料サーチャージの導入や価格転嫁を促進する。

(4) トラック運送業における契約の書面化の推進・定着

トラック運送業における契約書面化の基礎知識を活用し、契約の書面化の普及・定着を推進する。

4. 実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日（1年間）

平成 27 年度

輸送秩序確立運動

平成27年4月1日～平成28年3月31日(1年間)

- ① 貨物自動車運送事業法等関係法令の遵守徹底
- ② 原価管理に基づく適正運賃収受の推進
- ③ 燃料サーチャージの導入・価格転嫁の促進
- ④ トラック運送業における契約の書面化の推進・定着



公益社団法人
全日本トラック協会・都道府県トラック協会